

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇治市
政策経営部
政策総務課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目次

条 例

- 条例第18号 宇治市市税条例等の一部を改正する条例
……………（市民税課）…2
- 条例第19号 宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例……………（消防総務課）…4
- 条例第20号 宇治市スポーツ推進審議会設置条例
……………（文化スポーツ課）…5
- 条例第21号 宇治市手数料条例の一部を改正する条例
……………（市民課）…5
- 条例第22号 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例
……………（こども福祉課）…5

規 則

- 規則第34号 宇治市事務分掌規則及び宇治市公印規則の一部を
改正する規則……………（市民課）…5
- 規則第35号 宇治市ふれあいセンター条例の一部を改正する条
例の一部の施行期日を定める規則……………（自治振興課）…6

訓 令 甲

- 訓令甲第9号 宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程
……………（市民課）…6

公 告

- 公告第40号 情報公開制度の実施状況の公表……………（総務課）…6
- 公告第41号 個人情報保護制度の運用状況の公表
……………（総務課）…7
- 公告第42号 審議会等の会議の公開制度の運用状況の公表
……………（総務課）…7

教 育 委 員 会

- 規則第8号 宇治市大久保青少年センター条例の一部を改正する
条例の施行期日を定める規則……………8
- 規則第9号 宇治市大久保青少年センター条例施行規則の一部を
改正する規則……………8
- 規則第10号 宇治市立幼稚園規則の一部を改正する規則

- ……………8
- 規則第11号 宇治市立小学校及び中学校の管理運営に関する規
則の一部を改正する規則……………8

監 査 委 員

- 公表第9号 定期監査の結果に基づく措置の通知……………8

公 営 企 業

- 公告第22号 令和2年度下水道排水設備工事責任技術者試験及
び更新講習の実施……………9

条 例

宇治市市税条例等の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第18号

宇治市市税条例等の一部を改正する条例

（宇治市市税条例の一部改正）

第1条 宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第60条第4項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第60条中第7項を第8項とし、第5項及び第6項を1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第81条の2の次に次の1項を加える。

（現所有者の申告）

第81条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第82条第1項中「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第101条第2項表以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第101条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」を「左欄に掲げる製造たばこ（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」に改める。

第130条第6項前段中「第60条第6項」を「第60条第7項」に改める。

附則第6条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第8条中「第15条の3の2まで」を「第15条の3の2まで、第61条又は第62条」に改める。

附則第8条の2中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第15条の3まで」を「第15条の3まで若しくは第61条」に改める。

附則第8条の3中第18項を第19項とし、第11項から第1

7項までを1項ずつ繰り下げ、第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第8条の3に次の1項を加える。

20 法附則第62条の条例で定める割合は、0とする。

附則第21条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第26条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項前段中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第29条 第5条の3第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第14条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第20条中「第12項」を「第11項」に、「、寡婦（寡夫）控除額」を「、寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「、第7項」を「、第6項」に改める。

第27条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第46条第2項第2号中「1,350,000円」を「1,450,000円」に、「寡夫」を「ひとり親」に改め、同項第3号中「600,000円」を「700,000円」に改め、同項第4号中「600,000円」を「700,000円」に、「650,000円」を「750,000円」に改める。

附則第2条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「、特例基準割合適用年中」を「、各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「、当該特例基準割合適用年」を「、その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第3条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条中「、第61条又は第62条」を「、第63条又は第64条」に改める。

附則第8条の2中「第61条」を「第63条」に改める。

附則第8条の3第20項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第25条第1項中「又は」を「、第35条の3第1項又は」に改める。

附則第26条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第30条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の

中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の2の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第31条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 宇治市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に、「においては」を「には」に改め、同項第4号中「によつて」を「により」に改め、同項第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第13条第3項中「規定する収益事業」を「規定する収益事業（以下この項及び第17条第2項の表第1号において「収益事業」という。）」に、「第17条第2項の表の第1号」を「同号」に、「第44条第10項から第12項まで」を「第44条第9項から第16項まで」に改める。

第17条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項前段中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第44条第1項中「、第4項、第19項、第22項及び第23項」を「、第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「、第4項、第19項及び第23項」を「、第31項及び第35項」に、「、同条第22項」を「、同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項各号列記以外の部分中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め

、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「、同条第42項」を「、同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項前段中「第10項」を「第9項」に改め、同項後段中「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「、第10項」を「、第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項本文中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項前段」を「、第12項前段」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項本文中「第13項後段」を「第12項後段」に、「、第15項」を「、第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に、「、第13項後段」を「、第12項後段」に改め、同項を同条第16項とする。

第45条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第47条第4項から第6項までを削る。

第101条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第2条の2第2項中「及び第4項」を削る。

（宇治市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 宇治市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年宇治市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、宇治市市税条例第14条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号中「及び附則第3条の規定」を削る。

附則第3条を次のように改める。

附則第3条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中宇治市市税条例第101条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日
- (2) 第2条並びに次条及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第3条中宇治市市税条例第101条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日
（延滞金に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下「令和3年新条例」という。）附則第2条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 令和3年新条例第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第20条、第27条第1項及び第46条第2項第2号から第4号までの規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る令和3年新条例第27条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第13条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。）」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宇治市市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 第1条の規定による改正後の宇治市市税条例（以下「令和2年新条例」という。）第60条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第60条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 令和2年新条例第81条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エ

ネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第19号

宇治市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
宇治市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年宇治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号本文中「、8,800円」を「、8,900円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号中「、100分の5」を「、事故発生日における法定利率」に改め、同条第6項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

附則第4条第7項第2号中「、100分の5」を「、事故発生日における法定利率」に改め、同条第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中

「 を

12,400円	13,300円	14,200円
10,600円	11,500円	12,400円
8,800円	9,700円	10,600円

」

「 に

12,440円	13,320円	14,200円
10,670円	11,550円	12,440円
8,900円	9,790円	10,670円

」

改め、同表の備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき理由の生じた宇治市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病

補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき理由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（損害補償の内払）

- 3 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の宇治市消防団員等公務災害補償条例の規定に基づく損害補償及び適用日前に支給すべき理由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等として支給された金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

（揭示済）

宇治市スポーツ推進審議会設置条例を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第20号

宇治市スポーツ推進審議会設置条例

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、附属機関として、宇治市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) スポーツ関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当であると認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 会長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、スポーツ推進担当課において処理する。（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（会議の特例）

2 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

（揭示済）

宇治市手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第21号

宇治市手数料条例の一部を改正する条例

宇治市手数料条例（平成12年宇治市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表中「

⑭ 通知カードの再交付手数料	500円
⑭の2 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円

」

を「

に改め

⑭ 個人番号カード（電子証明書に係る部分を除く。）の再交付手数料	800円
----------------------------------	------

」

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第22号

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年宇治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「の長」を「若しくは同法第252条の2第1項の中核市の長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

規 則

宇治市事務分掌規則及び宇治市公印規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年6月26日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第34号